

別紙5 サービスの対価の算定方法及び支払方法

1 サービスの対価の構成

サービスの対価を構成する項目及び該当する業務、並びに事業期間の費用総額及び支払利息は、以下のとおりである。

項目		該当する業務	事業期間の 費用総額	支払利息
(1) 統括マネジメント業務費		統括マネジメント業務		—
(2) 施設整備費	ア 工事関連費	事前調査業務		
		設計業務及びその関連業務		
		工事業務		
		工事監理業務		
		周辺影響調査・対策業務		
		各種申請等業務		
		イ 移転費	移転業務	
(3) 維持管理費及び運営費	ウ 維持管理費 (a)	病院施設等保守管理業務		—
		医療機器管理・保守点検業務		—
		備品等管理・保守点検業務		—
	エ 維持管理費 (b)	清掃業務		—
		保安警備業務		—
	オ 運営費(a)	医事業務		—
		物品管理業務		—
		滅菌消毒業務		—
		医療作業業務		—
		一般管理支援業務		—
	カ 運営費(b)	検体検査業務		—
		食事の提供業務		—
リネンサプライ業務			—	

項目		該当する業務	事業期間の 費用総額	支払利息
(3) 維持管理費及び運営費	キ その他の費用	保険料、公租公課等ア～コ(キを除く。)に含まれない費用		—
(4) 調達費	ク 医療機器調達費	医療機器調達業務		—
	ケ 備品等調達	備品等調達業務		—
	コ 医薬品・診療材料等調達費	医薬品・診療材料等調達業務		—

~~(注1) 施設整備費の事業期間の費用総額には、消費税及び地方消費税相当額として、応募者提案に基づき事業者が当該業務を実施するために要する費用及び初期投資額に5%乗じた金額を含んでいる。~~

~~(注2) 施設整備費に係る支払利息は、提案募集段階の基準金利を基に計算しているが、後述する計算方法に基づき支払利息金額の見直しが実施される。~~

2 サービスの対価の考え方

甲が乙に対して支払うサービスの対価は、それぞれの業務の性質や支払方法により、以下の4種類に大別される。

- (1) 統括マネジメント業務費
- (2) 施設整備費及び支払利息
- (3) 維持管理費及び運営費
- (4) 調達費

(1)～(4)は、各業務にかかるサービスの対価を業務の性格に応じて個別に算定した上、各回毎合算して支払う。

統括マネジメントに対する対価は、設計・工事期間開始後、維持管理・運営期間終了までの間にわたり、毎月、甲が乙に統括マネジメント業務費として支払う。

工事・移転等の施設整備に要する費用は、工事業務において発生する費用のうち仮設棟建設に係る部分に相当する部分については甲が起債により調達する部分を除き、全て乙が調達するものとし、それ以外は甲が起債等により調達する。乙が調達する費用については、甲は、その対価を病院施設等の全面供用開始後、維持管理・運営期間開始後10年間で平準化して支払う。また、甲が起債等によって調達する部分の支払方法については、甲は平成19年度に発生する費用については平成20年度末に一括で、平成20年度以降に発生する費用については「病院施設等の全面供用開始時に一括して/工事の進捗に伴う出来高に応じて」乙に対し支払う下記の3(2)(ただし、(I)bを除く。)に規定する。

また、維持管理・運営及び調達のうち薬品・診療材料等調達に対する対価は、維持管理・運営期間を通して、毎月、甲が乙にそれぞれ維持管理費、運営費、薬品・診療材料等調達

費として支払う。医療機器、備品等の調達・設置に要する費用は、甲が起債等によって調達し、病院施設等の全面供用開始時に一括して乙に支払う。なお、利便施設については、乙は行政財産の使用許可を受け、使用料を甲に支払った上で運営を行うものとし、当該利便施設の運営により発生した収益は乙の収入とする。甲は、利便施設に関する費用について、サービスの対価は支払わない。

3 各種サービスの対価の算定方法

【後日公表予定】

(1) 統括マネジメント業務費

統括マネジメント業務費の算定方法及び支払方法は、以下のとおりである。

- ・ 年額の12分の1を月額とする。
- ・ 平成20年1月又は本契約に定める月を初回、平成38年4月又は本契約に定める月を最終回として、請求書受領後30日以内に月額を支払う。
- ・ なお、月額は、毎年度1回、物価変動を考慮し、改定されることがある。改定は、別紙6記載の指標の変動率を勘案した改定率を当該年度の統括マネジメント業務費に乘じ、翌年度4月支払分以降の統括マネジメント業務費に反映させる。

(2) 施設整備費及び支払利息

施設整備費は、工事関連費と移転費により構成され、維持管理・運営期間に分割して支払う工事関連費のうちの仮設棟工事費に関し後述する算定方法に基づき算定する支払利息と合計してサービスの対価とする。それぞれの算定方法及び支払方法は以下のとおりとし、6種類に分類して支払う。

(ア) 事前調査業務費

- ・ 乙は、平成20年3月を目途に、甲による事前調査業務の完了確認を受けた後、当該業務に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求書受領後30日以内に事前調査費を乙に一括して支払う。

(イ) 設計業務及びその関連業務に係る対価のうち、基本設計費

- ・ 乙は、平成20年3月を目途に、甲による基本設計業務の完了確認を受けた後、当該業務に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求書受領後30日以内に基本設計費を乙に一括して支払う。

(ウ) 設計業務及びその関連業務に係る対価のうち、実施設計費

- ・ 乙は、平成21年3月を目途に、甲による実施設計業務の完了確認を受けた後、当該業務に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求書受領後30日以内に実施設計費を乙に一括して支払う。

(エ) 工事費、周辺影響調査・対策業務費、各種申請等業務費、補助金・許認可申請等業務費

- a 仮設棟工事費を除く工事費及び周辺影響調査・対策業務費、各種申請等業務費、補助金・許認可申請等業務費は、下表のとおり平成21年度から平成24年度の4

年間にわたり支払う。具体的には、乙は、甲による出来形の確認を受けた後、当該出来形部分に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求書受領後 30 日以内に出来形に係る費用を支払う。

出来形確認予定年月	支払額の割合	支払見込時期
平成 21 年 3 月	10%	平成 21 年 4 月～ 5 月
平成 22 年 3 月	東京都公共工事の前払金 取扱要綱に基づき出来形 に応じて支払う	平成 22 年 4 月～ 5 月
平成 23 年 3 月		平成 23 年 4 月～ 5 月
平成 24 年 3 月	残額	平成 24 年 4 月～ 5 月

b 仮設棟工事費は、総支払回数を平成 24 年 3 月 25 日を第 1 回とし、平成 34 年 9 月 25 日を最終回とする 20 回とし、元本総額を 10 年間で元金均等返済する額を事業者の請求に基づき各年の 3 月及び 9 月の各月 25 日(銀行営業日でない場合は、翌銀行営業日)に支払う。

なお、これに係る支払利息は、以下に定める金利に基づき算定する。

金利： 下記() 基準金利及び() スプレッドの合計とする。

() 基準金利

金利を決定する基準日の東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE (T S R) 6 か月 LIBOR ベース 10 年物(円 - 円)金利スワップレートとする。なお、金利の決定基準日は、平成 23 年 9 月 29 日(銀行営業日でない場合は、前銀行営業日)とする。

() スプレッド

事業者が入札時に提案したスプレッド

(オ) 工事監理費

・ 工事監理に要した費用は、下表のとおり平成 21 年度から平成 24 年度の 4 年間にわたり支払う。具体的には、乙は、甲による当該業務の完了の確認を受けた後、当該業務の完了した部分に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求書受領後 30 日以内に当該業務の完了した部分に係る費用を支払う。

出来形確認予定年月	支払額の割合	支払見込時期
平成 21 年 3 月	10%	平成 21 年 4 月～ 5 月
平成 22 年 3 月	東京都公共工事の前払金 取扱要綱に基づき出来形 に応じて支払う	平成 22 年 4 月～ 5 月
平成 23 年 3 月		平成 23 年 4 月～ 5 月
平成 24 年 3 月	残額	平成 24 年 4 月～ 5 月

(カ) 移転業務費

・ 乙は、平成 24 年 3 月を目途に、甲による移転業務の完了確認を受けた後、当該業務に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求書受領後 30 日以内に移転業務費を乙に一括して支払う。

(3) 維持管理費及び運営費

維持管理費及び運営費は、維持管理費(a)、維持管理費(b)、運営費(a)、運営費(b)、その他の費用により構成される。

ア 算定方法

維持管理費及び運営費の算定方法は、以下のとおりである。

(ア) 維持管理費(a)、維持管理費(b)、運営費(a)、運営費(b)は、毎年度1回、物価変動を考慮し、改定されることがある。改定は、業務ごとに別紙6記載の指標の変動率を勘案した改定率を当該年度の各業務の対価に乘じ、翌年度4月支払分以降の各業務の対価に反映させる。

(イ) 維持管理費(b)、運営費(a)は、(ア)記載の物価変動に加え、毎年度1回、患者数の変動に伴い、増減されることがある。増減は、実際患者数に応じて、当該年度の当該業務の対価に計算指数を乘じ、翌年度4月支払分以降の当該業務の対価に反映させる。なお、病院運営の状況を前提に、(A)外来実際患者数、(B)外来計算指数、(C)入院実際患者数及び(D)入院計算指数の設定は5年に1回、定期的に見直しを行う。

外来患者数(年延べ1日当たり)

段階	1段階	2段階	3段階
(A) 外来実際患者数	1,170人以下	1,171人以上 1,430人未満	1,430人以上
(B) 外来計算指数	-0.01	0	0.01

入院患者数(年延べ1日当たり)

段階	1段階	2段階	3段階
(C) 入院実際患者数	690人以下	691人以上 765人未満	765人以上
(D) 入院計算指数	-0.01	0	0.01

【解説】

維持管理費(b)、運営費(a)に、当該業務を行った年の実際の外来患者数及び入院患者数が所属する段階における計算指数を乘じて支払う。

(サービスの対価の計算例)

初年度の外来患者数が287,700人、入院患者数が281,050人と想定し、外来患者数を当年外来診療日数(274日)で、入院患者を当年開院日数(365日)で除す。

外来患者数 287,700人 / 274日 = 1,050人 ... 外来計算指数1段階(-0.01)に該当

入院患者数 281,050人 / 365日 = 770人 ... 入院計算指数3段階(0.01)に該当

サービスの対価の計算式

<維持管理費(b)、運営費(a)>

= <甲乙間で別途合意した維持管理費(b)、運営費(a)> × (1 - 0.01 + 0.01)

(ウ) 運営費 (b) は、定められた設定単価に実需要数を乗じて決定される。なお、業務ごとの設定単価は、(ア)記載の物価変動に加え、実需要数を勘案して5年に1回、定期的に見直しを行う。

(イ) その他の費用は、改定の対象外とする。

イ 支払方法

維持管理費及び運営費は、下記のとおり4種類に分類して支払うものとする。

(ア) 維持管理費 (a)

- ・ 年額の12分の1を月額とする。
- ・ 平成21年5月又は本契約に定める月を初回、平成38年4月又は本契約に定める月を最終回として、請求書受領後30日以内に月額を支払う。
- ・ なお、月額は、ア(ア)の規定に従い、毎年度1回、物価変動を考慮して改定されることがある。

(イ) 維持管理費 (b) 及び運営費 (a)

- ・ 年額の12分の1を月額とする。
- ・ 平成21年5月又は本契約に定める月を初回、平成38年4月又は本契約に定める月を最終回として、請求書受領後30日以内に月額を支払う。
- ・ なお、月額は、ア(ア)の規定に従い、毎年度1回、物価変動を考慮した改定の対象となるとともに、ア(イ)記載の患者数の変動に伴う増減を平成22年度より毎年実施する。

(ウ) 運営費 (b)

- ・ 定められた設定単価に、該当する業務の月間実需要数を乗じて月額とする。
- ・ 平成21年5月又は本契約に定める月を初回、平成38年4月又は本契約に定める月を最終回として、請求書受領後30日以内に月額を支払う。
- ・ なお、設定単価は、ア(ア)の規定に従い、毎年度1回、物価変動を考慮して改定されることがある。

(イ) その他の費用

- ・ 年額の12分の1を月額とする。
- ・ 平成21年5月又は本契約に定める月を初回、平成38年4月又は本契約に定める月を最終回として、請求書受領後30日以内に月額を支払う。

(4) 調達費

調達費は、医療機器調達費、備品等調達費、医薬品・診療材料等調達費の3種類により構成される。それぞれの算定方法及び支払方法は、以下のとおりである。

ア 医療機器調達費

- ・ 乙は、平成24年3月を目途に、甲による医療機器調達業務の完了確認を受けた後、当該業務に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求書受領後30日以内に医療機器調達費を乙に一括して支払う。

イ 備品等調達費

- ・ 乙は、平成 24 年 3 月を目途に、甲による備品等調達業務の完了確認を受けた後、当該業務に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求書受領後 30 日以内に備品等調達費を乙に一括して支払う。

ウ 医薬品・診療材料等調達費

- ・ 毎月、個品ごとの単価×数量で計算した金額を支払い、年度末に実際に購入した医薬品・診療材料等の加重平均単価と、実際に購入した医薬品・診療材料等の加重平均定価に医薬品・診療材料等の約束値引率を乗じた単価とを比較して、差額の調整を行う。なお、前者が後者を上回った場合は、後者の額を上限として最終月の調整を行う。後者が前者を上回った場合は、その差額の 50%を減額することも含めて最終月の調整を行う。
- ・ 平成 21 年 5 月又は本契約に定める月を初回、平成 38 年 4 月又は本契約に定める月を最終回として、請求書受領後 30 日以内に月額を支払う。
- ・ なお、月額は、毎年度 1 回、物価変動を考慮し、改定されることがある。改定は、別紙 6 記載の指標の変動率を勘案した改定率を当該年度の医薬品・診療材料等調達費に乘じ、翌年度 4 月支払分以降の医薬品・診療材料等調達費に反映させる。

(5) サービスの対価の金額

各業務に係るサービスの対価の金額は、甲と乙との間において別途なされる合意に基づく。